

## 復命書

供 覧	所長	次長	総務 課長	技監	治山 課長	係長	課員	
日時	平成 20 年 4 月 24 日 (木) 11:00 から 12:15							
出張先	県庁 建設部 森林局内							
用件	熱海市伊豆山地内の無許可開発について  熱海市伊豆山地内で行われている [REDACTED] による森林法の無許可開発について、森林計画室から別添メールにより、文書による指導を行うよう連絡があった。 事業者を指導するに当たり、再度意見調整を行った。							
内容 及び 結果	記							
	1 出席者 林地保全スタッフ [REDACTED]							
	2 概要							
	(1) 文書による行政指導について							
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 先ずは、相手に対し、5条森林を転用している事実を知らせ、中止させることが大切である。[REDACTED] に対して行ったことと同様に統一的な指導を行う必要がある。</li> <li>・ 所内では、文書による行政指導は止むを得ないと考えている。4月30日～5月2日までの間に熱海市役所に事業者を呼び、執行したいと考えている旨を伝えた。</li> </ul>							
	(2) 応急対策について							
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市計画法等が認めていいる防災計画までは、応急対策として行っても構わないのではないかと考える。</li> <li>・ 具体的には、法面の整形及び緑化、簡易な土砂流出防止対策、土側溝等である。</li> <li>・ 道路の舗装等に着手すると、さっさと完了させてしまう可能性があるため認めない。また、定期的に監視する必要がある。</li> </ul>							
(3) 復旧計画について								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宅盤等の平坦地について植栽を指導すべきか意見が分かれたが、結果としては、[REDACTED] と同様に指導する必要があるとの意見に至った。</li> <li>・ 復旧計画の内容については、事務所の裁量に任せて欲しい旨を伝えた。</li> </ul>								
(4) 热海市への指導								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今回の復旧指導について熱海市は、かなりの部分を担う必要があると考える。県庁に謝りに来るくらいなら、復旧指導に力を注いで欲しいという意味である。</li> <li>・ 具体的には、熱海市が復旧計画書の作成をサポートする等が考えられる。県が熱海市に対して何かを行わせると言うのでは無く、熱海市が主体的に [REDACTED] の代わりに何かを行うことはありうる。</li> </ul>								
(5) その他								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今回の事例は、他法令の許可を取得している等の特殊な要因があり、過大な指導にならないか危惧している。過去の事例や判例等を調べるよう依頼した。</li> </ul>								

上記のとおり復命します。

平成 20 年 4 月 25 日

東部農林事務所長 様

職氏名 治山課 [REDACTED]